

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第3章 その他の秘跡、および準秘跡」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第3章 その他の秘跡、および準秘跡

典礼憲章

③③ ～第二バチカン公会議公文書より～

洗礼の儀式：成人の洗礼式は、これまでのシンプルなものであっても、洗礼準備制度の復興を考慮した盛大なものであっても、ともに改訂すべきものです。なお、ローマ・ミサ典礼書にも「洗礼授与」の固有ミサを加えなくてはなりません。

幼児のための洗礼式も改訂し、幼児の実情に合わせなくてはなりません。

両親・代父母に属する部分と、彼らに与えられる義務と任務について、儀式の中でより一層はっきりさせなくてはなりません。

洗礼志願者が多い場合は、大切な儀式のそれぞれが欠けていることの無いよう地区裁判権者（司教団）の判断に従うようにし、式次第を作成します。

同じように、特に宣教地において洗礼準備講座を担当する信者（カテキスタ）や、死の危険にある場合で、司祭あるいは助祭不在の時、一般信者が洗礼の秘跡を受けられる場合に使うことができる短い洗礼式の式次第を作成しなくてはなりません。

「幼児洗礼の時に省略された部分を補充する式」と呼ばれた儀式のかわりに、新しい儀式の式次第を作成し、短い儀式にて洗礼を受けた幼児も既に教会の一員として受け入れられていることを明らかにして、皆に示さなくてはなりません。

更に、既に有効な洗礼を受けている人がカトリック教会に改宗する時、その人たちが教会の交わりの中で、受け入れられることが示される新しい式次第を作成しなくてはなりません。

洗礼水は、復活節以外の時でも「認可された短い式文」によって洗礼式の中で祝別することができます。

（つづく）